（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（廃止の届出等） **第八十三条**　［略］ ２　［略］ ３　法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済手段等取引業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済手段等取引業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。 ４　［略］ ５　電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告をしたことを証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ６　［略］ **別紙様式第21号**（第83条第５項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号 届出受理番号　財務（支）局長　第　号 （郵便番号　―　） 住　所 電話番号（　）― 商号又は 名　称 代表者の 氏　名 電子決済手段等取引業廃止公告届出書 年　月　日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第83条第５項の規定により届け出ます。 記 公告の方法 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～３．　略］	（廃止の届出等） **第八十三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　法第六十二条の二十五第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。 ４　［同上］ ５　電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の二十五第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十一号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。 ６　［同上］ **別紙様式第21号**（第83条第５項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号 届出受理番号　財務（支）局長　第　号 （郵便番号　―　） 住　所 電話番号（　）― 商号又は 名　称 代表者の 氏　名 電子決済手段等取引業廃止公告届出書 年　月　日付で下記の方法により電子決済手段等取引業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第83条第５項の規定により届け出ます。 記 公告の方法 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～３．　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	